平成14年4月12日 例規(免・試)第46号 警察本部長

[沿革] 平成14年6月例規(免・試)第53号 平成15年2月例規(免)第9号 平成16年3月例規(免)第20号 平成17年3月例規(免)第15号 平成19年3月例規(警)第33号 平成19年6月例規(千免)第52号 平成21年5月例規(千免)第25号 平成24年7月例規(免・千免)第36号 平成26年5月例規(免)第31号 平成29年3月例規(免)第9号 平成31年4月例規(警)第20号 令和3年11月例規(運免)第59号 各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成14年4月12日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、次の例規は廃止する。

- 1 運転免許取扱要綱の制定について(昭和38年例規(交二)第15号)
- 2 更新申請中の免許証に手続中のため有効とする期日の記載方法について(昭和44年例規(交二) 第6号)
- 3 返納免許証等の適正な取扱について(昭和40年(交二)第544号) 別紙

第1 趣旨

この要領は、自動車及び原動機付自転車に係る運転免許事務を確保するため、交通部運転免許本 部運転免許課(以下「運転免許課」という。)、交通部運転免許本部運転教育課(以下「運転教育 課」という。)、交通部運転免許本部流山運転免許センター(以下「流山運転免許センター」とい う。)及び署(幹部交番を含む。以下同じ。)における手続その他必要な事項を定めるものとする。

第2 運転免許試験

- 1 試験の実施日、免許申請の受理等
- (1) 運転免許試験(以下「免許試験」という。)は、運転教育課及び流山運転免許センターにおいて、千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日実施するものとする。ただし、技能試験を伴う試験、自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許証(以下「外国免許証」という。)を有する者に対する免許試験及び仮運転免許試験は、運転教育課において行うものとする。
- (2) 交通部運転免許本部運転教育課長(以下「運転教育課長」という。)及び交通部運転免許本部流山運転免許センター長(以下「流山運転免許センター長」という。)(以下「運転教育課長等」と総称する。)は、免許試験の実施の円滑を図るため必要があるときは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第22条第2項の規定により、免許試験を受けようとする者(以下「受験者」という。)の数に応じて受験の日時又は受験の場所を指定することができるものとする。
- (3) 運転教育課長等は、受験者から運転免許申請書(別記様式第1号。以下「免許申請書」という。) を受理するときは、次により確認等を行うものとする。
 - ア 免許申請書及び規則第17条から第18条の2までの規定による添付書類について、その 記載内容等を確認及び照合すること。この場合において、受験者が現に運転免許(以下「免 許」という。)を取得している者であるときは、運転免許証(以下「免許証」という。)を 提示させ照合すること。
 - イ 質問票(規則別記様式第12の2)の提出を受けた場合で、道路交通法(昭和35年法律 第105号。以下「法」という。)第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第 1項第1号、第1号の2若しくは第3号に掲げる病気等(以下「一定の病気等」という。) の申告があるときは、別に定める措置を執るものとする。
 - ウ 千葉県収入証紙(以下「証紙」という。)が貼付されているか確認すること。
- (4) 運転教育課長等は、規則第26条の規定により、免許試験は、学科試験及び適性試験を技能

試験(流山運転免許センター長を除く。)の前に行うものとし、受験者に対し、免許試験の実施前に試験の種類に応じて必要な指示説明を行うものとする。

2 学科試験

- (1) 学科試験問題は、試験当日に運転教育課長等が指定し、学科試験問題指定簿(別記様式第2号)により、明らかにしておくものとする。
- (2) 学科試験は、受験者数に応じ、2人以上の学科試験官が立ち会うものとする。
- (3) 受験者から受験資格調査票(別記様式第3号)を提出させ、受験資格の有無を確認するものとする。
- (4) 無資格者を発見した場合は、直ちにその者に係る学科試験を停止させ、その理由に応じて必要な措置を執るものとする。
- (5) 学科試験の採点は、2人以上の学科試験官を立ち会わせて行うものとする。
- (6) 運転教育課長等は、学科試験の結果を、運転免許試験合格発表装置(電光表示盤)、口頭等により発表するものとする。
- (7) 運転教育課長等は、免許申請書の試験手数料欄に貼付された証紙に千葉県収入証紙規則(昭和33年千葉県規則第12号。以下「収入証紙規則」という。)第16条に定めるところにより、消印するものとする。
- (8) 運転教育課長等は、学科試験の受験者に対し、次の区分により措置するものとする。
 - ア 合格者に対する措置
 - (ア) 免許申請書(2枚目)のに学科試験欄に合格印を押印し、免許申請書に貼付してある当該受験者の写真と免許申請書を、千葉県公安委員会印規程(平成19年千葉県公安員会規程第6号)第2条の別表に定める千葉県公安委員会印(以下「公安委員会印」という。)第2号の押出しスタンプで契印すること。
 - (イ) 学科試験日誌(別記様式第4号)を作成し、その結果を記録しておくこと。
 - イ 不合格者に対する措置

免許申請書及び添付書類は、受験者に返付すること。

3 適性試験

- (1) 運転教育課長等は、適性試験の実施結果により受験者の免許に条件を付すことが必要と認められるときは、免許申請書(2枚目)の所定の欄に条件を記載するとともに、別に定める審査票(運転適性検査所の設置運営要綱の制定について(平成15年例規(試)第32号)別記様式第15号)を受験者に交付するものとする。
- (2) 運転教育課長等は、適性試験の結果を免許申請書(2枚目)の所定の欄に記載し、受験者に 対し口頭等により発表するものとする。
- (3) 運転教育課長等は、適性試験の結果に基づき、受験者に対して、次の区分により措置するものとする。
 - ア 合格者に対する措置
 - (ア) 免許申請書(2枚目)の余白欄に合格印を押印し、技能試験の免除者に対しては、免除 理由を確認すること。
 - (イ) 技能試験の受験者に対しては、技能試験の予約を受けるとともに、免許申請書及び添付 書類を返付すること。
 - イ 不合格者に対する措置

免許申請書(2枚目)の余白欄に「適不」と記載し、添付書類とともに受験者に返付する こと。

4 技能試験

- (1) 運転教育課長は、公安委員会の指定を受けた警察職員の中から、技能試験実施直前に試験官 指定簿(別記様式第5号)により、試験官を指定するものとする。
- (2) 運転教育課長は、技能試験コースの中から、技能試験実施直前にコースを指定するものとする。
- (3) 規則第24条第7項に規定する技能試験に使用する自動車(以下「試験車」という。)は、 技能試験実施直前に運転教育課長が指定するものとする。
- (4) 技能試験の採点は、技能試験成績表(別記様式第6号)を作成し行うものとする。

- (5) 技能試験の結果は、技能(再)試験合格者発表伺書(別記様式第7号)に基づき、運転教育 課長が口頭等により発表するものとする。
- (6) 運転教育課長は、免許申請書の貸車手数料欄に貼付された証紙に収入証紙規則第16条に定めるところにより、消印するものとする。
- (7) 運転教育課長は、技能試験の受験者に対し、次の区分により措置するものとし、その結果 を、技能試験日誌(別記様式第8号)を作成し記録しておくこと。
 - ア 合格者に対する措置
 - (ア) 免許申請書(2枚目)の技能試験欄に、合格印を押印すること。
 - (イ) 法第90条の2第1項第1号、第2号及び第4号に規定する講習を受けなければ ならない者には、その旨を教示すること。
 - イ 不合格者に対する措置
 - 免許申請書及び添付書類は、受験者に返付すること。
- 5 緊急自動車の運転資格審査
- (1) 規則第15条の2に規定する緊急自動車の運転資格の審査(以下「資格審査」という。)に係る事務は、緊急自動車の運転資格審査実施要領の制定について(平成19年例規(千免)第49号)によるほか、次により行うものとする。
 - ア 決定は、運転教育課長が口頭等により発表すること。
 - イ 前アによるほか資格審査について必要な事項の指示説明を行うこと。
 - ウ 不合格者の免許申請書及び添付書類は、受験者に返付すること。
- (2) 運転教育課長は、緊急自動車運転資格受験者名簿(別記様式第9号)を作成して、審査結果 等を記録しておくものとする。
- 6 限定解除審查
- (1) 運転教育課長等は、限定解除審査を受けようとする者から限定解除審査申請書(別記様式第 10号)を受理するに当たり、指定自動車教習所(法第99条に定める指定自動車教習所をい う。以下同じ。)を卒業した者については、別に定める技能審査合格証明書を確認した上で受 理するものとする。
- (2) 指定自動車教習所を卒業していない者に係る限定解除審査に伴う採点等は、次により行うものとする。
 - ア 採点は、技能試験成績表により行うこと。
 - イ 結果は、運転教育課長が、口頭等により発表すること。
 - ウ 運転教育課長は、合格者の限定解除審査申請書の所定欄に、合格印を押印すること。
- (3) 運転教育課長は、前(2)を行ったときは、限定解除受験者名簿(別記様式第11号)及び 技能試験日誌を作成して、限定解除審査に係る結果を記録しておくものとする。
- (4) 運転教育課長等は、限定解除審査申請書の手数料欄に貼付された証紙に収入証紙規則第16 条に定めるところにより、消印するものとする。
- (5) 限定解除審査合格者の登録

運転教育課長等は、限定解除審査の合格者について、千葉県警察情報管理システムによる運転者 管理業務システム実施要領の制定について(平成28年例規(千免)第2号)に定める運転者管理 業務システムにより、免許の条件等の変更登録を行うとともに、当該合格者の免許証の備考欄に、 合格年月日及び限定解除内容を記載し、公安委員会印第5号を押印した後、返付するものとする。

7 運転免許試験の一部免除

運転教育課長等は、特定失効者(法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。)及び特定取消処分者(法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。)に対する事務等を次により行うものとする。

- (1) 免許試験の一部免除を受けようとする者から免許申請書を受理するときは、前記1(3)に準じて行うこと。
- (2)受験者が特定失効者又は特定取消処分者に該当するか否か審査し、その結果を審査表(別記様式第12号)に記録すること。
- (3) 合格者の免許申請書の所定欄に、合格印を押すこと。
- (4) 不合格者の免許申請書及び添付書類は、受験者に返付すること。

- (5) 免許申請書の試験手数料欄に貼付された証紙に収入証紙規則第16条に定めるところにより、 消印するものとする。
- 8 外国免許審査
- (1) 事務処理

外国免許証を有する受験者に対する、法第97条の2第3項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第34条の4に規定する外国免許証に係る自動車等を運転することに支障がないことの確認(以下「外国免許審査」という。)に係る事務は、運転教育課において行うものとする。

(2) 受理

運転教育課長は、審査を受けようとする者から免許申請書を受理するときは、前記1(3)に準じて行うこと。

(3)審査結果の措置

運転教育課長は、審査の結果を次の区分により措置するものとする。

ア 合格者に対する措置

審査表を作成するものとする。

イ 不合格者に対する措置

免許申請書及び添付書類は、受験者に返付すること。

9 運転免許試験成績証明書の交付

運転免許課長は、運転免許試験成績証明書(規則別記様式第17の2)を、学科試験及び技能試験に合格した者のうち、運転免許試験成績証明書の交付を受けようとするもの(以下「証明書交付申請者」という。)に対し、次により交付するものとする。

- (1) 証明書交付申請者から運転免許試験成績証明申請書(別記様式第13号)の提出を受けるものとする。
- (2) 運転免許試験成績証明書に所要事項を記載し、当該証明書交付申請者の写真を貼付の上、公 安委員会印第2号の押出しスタンプで運転免許試験成績証明書と当該写真を契印するものとす る。
- (3) 運転免許試験成績証明書を交付したときは、運転免許試験成績証明書交付簿(別記様式第14号)に、所定事項を交付年月日順に記載するものとする。
- 10 不正受験者等に対する措置

運転教育課長等は、不正の手段により免許試験若しくは審査を受け、又は受けようとした受験者を発見した場合は、次により措置するものとする。

- (1) 法第97条の3第1項の規定により、直ちに当該受験者に係る試験を停止させ、試験担当者による事情聴取を行い、運転免許試験不正受験者等発見報告書(別記様式第15号)に疎明資料を添えて報告させるものとする。
- (2) 前(1)により合格の決定を取り消すときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)により聴聞を行うこと。この場合、千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。)第18条により、事前に運転免許試験合格決定取消・受験停止通知書(細則別記第10号様式)を受験者に交付するものとする。
- (3) 法第97条の3第3項の規定により、前(2)の処分を受けた者に対し、情状により、1年以内の期間を定めて免許試験を受けることができないものとすることができる。この場合、受験停止期間等の通知は、運転免許試験合格決定取消・受験停止通知書を交付して行うものとする。
- 11 学科試験問題の作成及び保管
- (1) 運転教育課長等は、学科試験問題の作成及び保管に係る事務を、次により行うものとする。 ア 学科試験問題は、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)に基づき、運転免許の種類ごとに作成すること。
 - イ 学科試験問題は、法令の改正等に応じて、適宜改訂すること。
- (2) 運転教育課長等は、学科試験問題の保守及び管理を、次により行うものとする。
 - ア 学科試験問題を作成し、又はこれを改訂したときは、学科試験問題保管簿(別記様式第16号)に登録すること。

- イ 学科試験問題は、施錠設備を有する保管庫に保管し、常に適正な管理に努め、紛失、内容 の漏えい等の事故防止に万全を期すこと。
- ウ 改訂前の学科試験問題は、幹部の立会いの下、速やかに裁断等により処分し、その経過を 学科試験問題保管簿に記録しておくこと。

第3 免許証の作成及び交付の取扱い

- 1 免許証の作成及び交付
- (1) 交通部運転免許本部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)及び流山運転免許センター 長(以下「運転免許課長等」と総称する。)は、新規免許登録又は併記免許登録を行い、運転免 許証作成装置により免許証を作成するものとする。
- (2) 免許証は、原則として免許試験に合格した日に即日交付するものとする。ただし、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、原動機付自転車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験に合格し、法第90条の2第1項第1号から第4号までに定める講習を受講していない場合は、この限りでない。
- (3) 前(2)ただし書に規定する講習を受けていない者の免許証は、当該講習の受講確認後に免許証を作成し、交付するものとする。
- (4)免許証は、免許申請書(2枚目)の免許証引換書と引換えに本人に交付するものとする。ただし、本人が当該免許証を受領しない場合は、未交付免許証整理簿(別記様式第17号)に登載して一時保管し、速やかに本人に交付するものとする。
- (5) 現に運転免許を受けており、当該免許と異なる種類の運転免許を新たに取得した者に対して 免許証を交付するときは、現に有する免許証(以下「現有免許証」という。)と引換えに交付す るものとする。この場合において、亡失、滅失等の理由により現有免許証の返納を受けられな いときは、運転免許証(亡失・滅失・盗難)てん末書(別記様式第18号)を本人から提出さ せた後に交付するものとする。
- (6) 免許申請書の交付手数料欄に貼付された交付に係る証紙に収入証紙規則第16条に定めるところにより、消印するものとする。
- 2 免許の拒否保留の措置

免許の拒否、保留若しくは取消し又は再試験不受験者に該当する者を発見した場合は、交通部 運転免許本部執行課に通報するものとする。

第4 運転免許証の更新

- 1 免許証の更新申請の取扱場所及び取扱日
- (1) 取扱場所
 - ア 法第101条第1項及び第101条の2第1項に定める免許証の更新及び期間前更新の申請(以下「更新申請」という。)に係る事務処理は、運転免許課及び流山運転免許センター(以下「運転免許課等」と総称する。)並びに署において行うものとする。
 - イ 法第101条の2の2第1項に規定する住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を 経由しての更新申請(以下「経由申請」という。)に係る事務処理は、運転免許課等におい て行うものとする。
- (2) 取扱日

県の休日を除く毎日とする。ただし、運転免許課等においては、日曜日 (12月29日から翌年の1月3日までの日曜日を除く。) も更新申請及び経由申請を取り扱うものとする。

なお、日曜日における流山運転免許センターの更新申請は規則第38条第11項第1号の表の 第1欄の1の項に規定する講習に該当する者(以下「優良運転者」という。)の申請に限る。

- 2 運転免許課等における取扱い
- (1) 更新申請の受理

運転免許課長等は、自動車及び原動機付自転車の免許証(以下「免許証」という。)の更新を受けようとする者(別記様式第19号。以下「更新申請者」という。)から運転免許証更新・講習申請書(以下「更新申請書」という。)の提出を受けた場合は、次により措置するものとする。

ア 現有免許証の提示を受け、更新期間及び有効期間を確認すること。

- イ 更新申請者の講習区分を確認すること。
- ウ 更新申請書の記載内容を確認するとともに、現有免許証又は運転免許取消・停止処分通知書(規則別記様式第13の4)と照合すること。
- エ 質問票の提出を受けた場合で、一定の病気等の申告があるときは、別に定める措置を執るものとする。
- オ 更新申請書の更新手数料及び講習手数料欄に貼付された証紙に収入証紙規則第16条に定めるところにより、消印するものとする。
- カ 更新申請者に異動がある場合は、次のとおり確認し、更新申請書の左上部余白に「県内(県 外)同更」と記載すること。
 - (ア) 住所地の変更にあっては、住民票の写し等住所を証明するに足りる書類の提示を受け て確認すること。
 - (イ) 本籍地の変更にあっては、本籍が記載されている住民票の写しの提出を受けて確認すること。
 - (ウ)氏名の変更にあっては、住民票の写しの提出又は、個人番号カードの提示を受けて確認すること。
- キ 再交付を伴う更新申請があった場合は、更新申請書の提出を受け、記載内容の確認及び申 請用写真の照合をすること。この場合、更新申請書の左上部余白に「同時再交付」と記載す ること。

なお、亡失、滅失等の理由により現有免許証の返納を受けられないときは、運転免許証(亡失・滅失・盗難) てん末書を更新申請者本人から提出させた後に交付するものとする。

- ク 期間前更新の申請については、海外旅行又は令第37条の5各号に掲げる事実を証するに 足りる書類の提示を受けて確認し、更新申請書の左上部余白に「期間前更新」と記載するこ と。
- ケ 取得している免許の種類のうち、その一部の更新(以下「一部更新」という。)については、 更新申請者から一部更新同意書(別記様式第20号)の提出を受け、更新申請書の左上部余 白に「一部更新」と記載すること。
- (2) 適性検査の実施

運転免許課長等は、更新申請書及び現有免許証により更新申請者本人の確認を行った後、法第101条第5項の規定により適性検査を実施し、その結果を更新申請書に記載すること。

- (3) 更新免許証の作成等
 - ア 更新免許証の作成
 - (ア)運転免許課長等は、提出された更新申請書により運転者管理業務システムにより免許証 更新登録を行い、運転免許証作成装置を用いて更新後の免許証(以下「更新免許証」とい う。)を作成するものとする。
 - (イ)運転免許課長等は、署長から更新申請書の送付を受けた場合は、更新申請書と更新(自 署・他署)・再交付申請書送付書(別記様式第21号。以下「送付書」という。)の記載に誤 りがないか確認し、前記(ア)に準じて更新免許証を作成するものとする。
 - イ 更新免許証の交付
 - (ア)運転免許課長等は、更新申請者(免許の効力が停止されている者を除く。以下次3において同じ。)が、適性検査により自動車等の運転に支障がないと認めた日(以下「運転に支障がないと認めた日」という。)に更新時講習を受講した場合は、免許証引換証及び現有免許証と引換えに、本人に更新免許証を交付するものとする。

なお、更新申請者本人が旧免許証の保管を希望する場合は、当該免許証にせん孔措置を施して交付し、希望しない場合は、幹部立会いの下、速やかに裁断等により処分すること。

- (イ)運転に支障がないと認めた日に更新時講習を受講しなかった場合は、現有免許証の有効期間内(やむを得ない理由により有効期間を延長した場合を含む。)に受講したときに限り、更新時講習の受講を確認後、更新申請者に免許証を交付するものとする。この場合、未交付免許証整理簿に登載して交付の状況を明らかにしておくものとする。
- (ウ) 運転免許課長等は、前記ア (イ) により作成した更新免許証を当該署長に運転免許証・ 運転経歴証明書送付書(別記様式第22号。以下「運転免許証送付書」という。)とと

もに送付するものとする。

- 3 署における取扱い
- (1) 更新申請の受理

署長は、更新申請者から更新申請書の提出を受けたときは、前記2(1)に準じて措置するものとする。

(2) 適性検査の実施

前記2(2)を準用するものとする。

なお、適性検査の結果、一部更新をする場合は、前記 2 (1) ケに準じて行い、現有免許証の 備考欄に

一部更新 有効免許の種別 ○○

と記載し、末尾に公安委員会印第5号を押印するものとする。

(3) 現有免許証の有効期間延長の措置

ア 更新申請者が、運転に支障がないと認めた日に更新時講習を受講しなかった場合において、 やむを得ない理由が認められるとき又は更新時講習を受講した場合で後日、更新免許証の交 付を受けるときは、申請日から2か月を期限としてその有効期間を延長することができる。

イ 現有免許証の備考欄への有効期間延長の記載については、現有免許証の備考欄に

更新手続中

年 月 日まで有効

受理 年月日

と赤色スタンプで押印し、有効年月日及び受理年月日を朱書きするとともに、公安委員会印第5号を受理年月日の末尾に押印すること。

(4) 更新時講習日の指定

更新時講習は、免許証の有効期間を延長した期間内に受講できるよう講習日を指定するものとする。

(5) 更新申請書の送付

署長は、送付書を作成し、更新申請書を添えて速やかに運転免許課長に送付するものとする

- (6) 更新免許証の交付等
 - ア 署長は、更新申請者が更新時講習を受講したことを確認した後に、前記2(3)イ(ウ)により送付を受けた更新免許証を、当該申請者に交付するものとする。
 - イ 更新申請者本人が旧免許証の保管を希望する場合は、当該免許証にせん孔措置を施して交付し、 希望しない場合は、幹部立会いの下、速やかに裁断等により処分すること。
- (7) 署における未交付免許証の事務処理
 - ア 署長は、運転免許課長から送付を受けた更新免許証について、更新申請者が旧免許証の延 長した有効期間内に更新時講習を受講しておらず交付できない場合は、速やかに当該免許証 を未交付免許証・運転経歴証明書送付書(別記様式第23号)とともに運転免許課長に返送 するものとする。
 - イ 更新申請者が死亡したことにより更新免許証が交付できない場合は、当該免許証に運転免 許証・運転経歴証明書返送書(死亡者) (別記様式第24号)及び死亡者通報連絡票(死亡者 通報連絡要領の制定について(平成9年例規(免)第8号)別記第1号様式)を添付して運転免 許課長に返送するものとする。
- 4 経由申請の取扱い
- (1) 経由申請の受理

千葉県以外に住所を有する者のうち、千葉県公安委員会を経由して免許証の更新を受けようとするもの(以下「他都道府県更新申請者」という。)から申請があった場合には、運転免許課長等は、運転免許証更新申請書(別記様式第25号。以下「経由更新申請書」という。)の提出を受け、次により措置するものとする。

ア 経由申請ができる者の確認

経由申請ができる者は、更新を受ける日において優良運転者に該当する者で、その旨を記載した書面(以下「更新連絡書」という。)の送付を受けた者であることから、他都道府県

更新申請者から更新連絡書又は更新連絡書の送付を受けた者であることを証するに足りる書類(以下「更新連絡書等」という。)の提示を受け、その内容を確認するとともに、現有免許証と照合すること。また、更新連絡書等を持参しなかった場合でも、申請窓口において当該申請者の申出により経由申請ができる者であることの照会を行うなど他都道府県更新申請者の利便を図ること。

なお、免許に身体の状態に応じた条件(眼鏡等又は補聴器を使用すべきこととするものを除く。)が付されている者及びやむを得ない理由のため免許証の更新ができなかった者(失効後、6月以内に再取得した場合に限る。)であって、効力を失った免許を受けていた期間と次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなされることにより優良運転者となる者は、経由申請ができる者に該当しないので留意すること。

イ 経由申請ができる期間の確認

更新連絡書等及び現有免許証により、経由申請ができる期間(免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から当該誕生日まで)であるか確認すること。

ウ 経由更新申請書等の記載漏れ及び必要書類等の添付の確認

経由更新申請書及び質問票の記載漏れの確認、申請用写真及び高齢者講習終了証明書(規則別記様式第22の10の7。高齢者講習受講対象者に限る。以下同じ。)が添付されているかの確認等を行うとともに、経由更新申請書等に不備がある場合又は必要書類等が未添付の場合は、当該他都道府県更新申請者にその旨を教示し、当該経由申請は受理しないこと。

エ 免許証更新手数料に係る収入証紙の確認

更新申請書の県外証紙欄に免許証更新手数料に係る証紙が貼付されていない場合は、当該他都道府県更新申請者の住所を管轄する公安委員会(以下「住所地公安委員会」という。) に免許証更新手数料を支払わなければ更新手続がされない旨を教示し、当該経由申請は受理しないこと。

オ 現有免許証の裏面への記載

他都道府県更新申請者から更新を受けようとする免許証の提示を受け、裏面の備考欄に 経由地更新手続中 この免許証は新たな免許証と

引換えに住所地公安委員会に提出してください。

年 月 日

と朱書きし、経由申請受理年月日を記入するとともに、末尾に公安委員会印第5号を押印すること。

カ 免許の取消し又は効力の停止事由に該当すると疑われる者への対応

質問票の提出を受けた場合で、一定の病気等の申告があるときは、他都道府県更新申請者に対し、住所地公安委員会から症状等について聴取される旨を教示するとともに、当該内容を記載した案内文書を施設内の他都道府県申請者が見やすい場所に掲示しておくこと。

キ 免許証の記載事項の変更が伴う場合の措置

免許証の記載事項に変更があるとき又は免許証を亡失、滅失若しくは免許証の記載事項 が読み取れない程度に汚損若しくは破損しているときは、他都道府県更新申請者が申請に 係る免許を現に受けている者と同一人であることの確認ができないことから、当該経由申 請は 受理しないこと。この場合、住所地公安委員会において更新手続等を行うべき旨を教 示すること。

(2) 適性検査の実施等

ア 適性検査の実施

前記2(2)を準用するものとし、運転免許課長等は、その結果を適性検査結果通知書(別記様式第26号)に記載すること。

イ 適性検査結果の記録

運転免許課長等は、適性検査の結果、合格基準に達していないと認められる者に対しては、 当該適性検査の結果、住所地公安委員会から改めて適性検査を受けるべき旨の通知がなされ る場合があること等、その後の手続について教示すること。

なお、適性検査の結果が合格基準に達せず、住所地公安委員会において改めて適性検査が 実施される場合があると認められる者については、適性検査実施日時及び場所、適性検査を 受けた者の住所、氏名、生年月日、免許証番号、免許の種類、適性検査の結果(特異事項を含む。)、適性検査担当者の職・氏名その他必要事項を記載した経由・講習申請書(別記様式第27号)を保管し、住所地公安委員会からの照会等に備えておくものとする。

(3) 交付手段等の教示

運転免許課長等は、他都道府県更新申請者に対する適性検査を実施した後、更新免許証の交付 手段等について、次により教示するものとする。

ア 経由申請をした日から起算して3週間を経過した日以降に住所地公安委員会から更新免許 証が交付されること。

- イ 代理人による受領が認められる場合があること。
- ウ 更新免許証の交付場所・日時に関すること。
- エ 経由申請に関する紹介先等に関すること。
- (4) 他都道府県更新申請者に対する更新時講習の実施等

他都道府県更新申請者が更新時講習(優良運転者講習)の受講を申し出た場合は、県内受講 者と合同で行うものとし、受講した場合には、経由更新申請書に「講習済」と押印すること。

(5) 証紙の確認

運転免許課長等は、更新手数料にあっては経由更新申請書の県外証紙欄に、経由及び講習手数料にあっては経由・講習申請書の千葉県証紙欄に証紙が正しく貼付されているか確認し、経由・講習申請書の千葉県証紙欄の証紙に収入証紙規則第16条に定めるところにより、消印するものとする。

なお、経由及び講習手数料に係る証紙については、千葉県において講習を受講した場合に限り消印するものとする。

(6) 経由更新申請書等の送付

運転免許課長等は、他都道府県更新申請者が経由更新申請書に添付した申請用写真、高齢者講習終了証明書等を経由更新申請書とともに住所地公安委員会に速やかに送付すること。

(7) 他の都道府県公安委員会からの送付書類受領後の措置

運転免許課長等は、千葉県に住所を有する者のうち、免許証の更新を受けようとするもの(以下「経由申請者」という。)が、他の都道府県の公安委員会(以下「他都道府県公安委員会」という。)において経由申請を行い、他都道府県公安委員会から経由更新に関する申請書等の送付を受けた場合は、次により措置するものとする。

ア 申請書類等の確認

経由更新に関する申請書等の記載内容及び更新手数料に係る証紙を確認すること。

なお、当該申請書に更新申請書等に更新手数料に係る証紙が貼付されていない場合、経由申請者に対し、更新手数料の支払いがなければ更新手続きが行われないこと及び免許証の更新を受けないまま有効期間の末日が経過すれば免許は失効することを教示すること。

イ 経由申請者からの質問票の記載内容の確認

経由申請者から質問票の提出を受けた場合で、一定の病気等の申告があるときは、別に定める措置を執るものとする。

ウ 更新の可否の判断

送付を受けた適性検査の結果に係る通知書の内容から判断して、経由申請者が運転に支障がないと認め、更新時講習を受講した者又は講習を受ける必要がない者であることを確認したときは、免許証の更新を行うこと。

なお、当該通知書の内容から、更新の可否が判断できない場合には、経由申請者に対し、 改めて適性検査を受けるべき旨の通知 (シール式葉書による。) を行って適性検査を実施す ること。

エ 更新免許証の作成及び交付

更新免許証は運転免許課において、前記 2 (3) ア (ア) に準じて作成し、現有免許証と引換えに経由申請者に交付するものとするが、経由申請者の代理人に更新免許証を交付する場合は、委任状の提出を求めるなどして正当な代理権の有無を確認し、交付すること。

なお、更新免許証に記載する交付年月日は、経由申請者が運転に支障がないと認めた日以降とする。

オ 取消し該当者等に対する措置

経由申請の受理後、経由申請者が免許の取消し又は効力の停止の基準に該当していることが明らかとなった場合には、更新免許証を交通部運転免許本部執行課長(以下「執行課長」という。)に引き継ぐこと。

第5 運転免許証の記載事項の変更

- 1 記載事項変更届の取扱場所及び取扱日
- (1) 取扱場所

法第94条第1項に規定する免許証の記載事項変更の届出に係る事務処理は、運転免許課等及 び署で行うものとする。

(2) 取扱日

前記第4の1(2)に準じて取り扱うものとする。

- 2 運転免許課等における取扱い
- (1) 受理

ア 免許証の記載事項変更の届出があった場合は、運転免許証記載事項変更届(県内・県外)(別 記様式第28号)(以下「記載事項変更届」という。)により受理するものとする。

イ 記載変更の確認は、前記第4の2(1)カに準じて行うものとする。

(2) 免許証への記入等

記載事項変更は、免許証の備考欄に変更年月日及び変更の内容を記入し、公安委員会印第5号を押印し、届出者に返付するものとする。

(3) 記載事項変更登録

運転免許課長等は、受理した記載事項変更届に基づき、運転者管理業務システムにより、記載事項変更登録を行うものとする。

なお、流山運転免許センターが署長から記載事項変更届の送付を受けた場合も同様とする。

3 署における取扱い

署における記載事項変更の届出の受理要領は、前記2(1)ア、イ及び(2)に準じて行い、受理した記載事項変更届を記載事項変更届処理簿(送付書)(県内外)(別記様式第29号)により流山運転免許センター長に送付するものとする。

第6 免許証の再交付

- 1 再交付申請の取扱場所及び取扱日
- (1) 取扱場所

法第94条第2項に規定する免許証の再交付申請(以下「再交付申請」という。)に係る事務処理は、運転免許課等及び署で行うものとする。

(2) 取扱日

県の休日を除く毎日とする。

- 2 運転免許課等における取扱い
- (1) 受理

運転免許課長等は、免許証の再交付申請をしようとする者(以下「再交付申請者」という。) から、運転免許証再交付申請書(別記様式第30号。以下「再交付申請書」という。) の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

ア 免許証の亡失、滅失又は盗難に係る再交付申請の場合は、再交付申請者に運転免許証(亡 失・滅失・盗難)てん末書を併せて提出させること。

イ 記載事項の変更を伴う再交付申請の場合は、前記第4の2(1)カに準じて行うこと。

- ウ 再交付申請者が、県外から県内に住所を変更し、いまだ記載事項の変更の届出をしていない者であるときは、従前の住所地を管轄する都道府県公安委員会から免許台帳の写しの送付を受け、再交付申請書との照合を行うこと。
- エ 再交付申請書を受理した場合は、運転免許証再交付即日受理簿(別記様式第31号)に記載し、その経過を明らかにすること。
- (2) 再交付申請免許証の作成等

ア 再交付申請免許証の作成

(ア) 運転免許課長は、免許台帳と照合し、再交付申請者が同一人であることを確認した上、

運転者管理業務システムにより再交付登録を行い、再交付申請に係る免許証を作成するものとする。

なお、免許証の備考欄には、再交付年月日を記入するとともに、公安委員会印第5号を 再交付年月日の末尾に押印すること。

- (イ)運転免許課長等は、署長から再交付申請書の送付を受けた場合は、前(ア)に準じて免許 証を作成し、当該署長に運転免許証送付書を添えて送付するものとする。
- イ 再交付申請免許証の交付

再交付申請に係る免許証は、即日交付するものとする。ただし、県外からの住所変更を伴 うものは、前記(1)ウの照合のため後日交付する。

なお、再交付申請に係る免許証交付の状況を明らかにするため、再交付運転免許証交付簿 (別記様式第32号)を作成するものとする。

(3) 手数料と消印

運転免許課長等は、再交付申請書の交付手数料欄に貼付された証紙に収入証紙規則第16条 に定めるところにより、消印するものとする。

- 3 署における取扱い
- (1) 受理

署における再交付申請の受理は、前記2(1)ア及びイに準じて行うものとする。

(2) 再交付申請書の送付

署長は、送付書を作成し、再交付申請書を添えて速やかに運転免許課長に送付するものとする。

(3) 再交付申請に係る免許証等の交付等

署長は、運転免許課長から送付を受けた再交付申請に係る免許証を、速やかに本人に交付するものとする。この場合において、当該免許証の送付後6か月を経過してもなお交付できないときは、当該免許証を未交付免許証・運転経歴証明書送付書により、運転免許課長に返送するものとする。

- 第7 国外運転免許証の事務処理
 - 1 国外運転免許証申請の取扱場所及び取扱日
 - (1) 国外運転免許証申請の取扱場所

国外運転免許証(規則別記様式第22の7。以下「国外免許証」という。)の交付に係る事務 処理は、運転免許課等で行うものとする。

(2) 国外免許証申請の取扱日

県の休日を除く毎日とする。

- 2 手続
- (1) 受理

運転免許課長等は、国外免許証の交付を受けようとする者(以下「国外免許申請者」という。) から、国外運転免許証交付申請書(別記様式第33号。以下「国外免許申請書」という。)の 提出を受けるとともに、当該国外免許申請者から現有免許証及び外国に渡航する者であること を証する書面の提示を受けるものとする。

(2) 国外免許証の作成、交付等

運転免許課長等は、次により国外免許証の作成等を行うものとする。

- ア 千葉県公安委員会委員長の署名は、ローマ字の筆記体とすること。
- イ 表紙には、公安委員会印第6号の印影を印刷すること。
- ウ 裏面の「この運転免許証で運転することができる車両」欄には、公安委員会印第7号を押 印すること。
- エ 発給免許証番号は、西暦の下2けたの数字、交付一連番号及び国外免許申請者の免許証番 号を表紙の発給年月日下部に記載すること。
- オ 国外免許申請者が提出した写真を、国外免許証に貼付し、公安委員会印第2号の押出しスタンプにより契印すること。
- カ 国外免許証の署名欄に、国外免許申請者の氏名を自署させること。
- キ 国外運転免許証交付簿(別記様式第34号)に、交付状況を記載すること。

ク 国外免許申請書の証紙貼付欄に貼付された証紙に収入証紙規則第16条に定めるところにより、消印するものとする。

第8 申請による免許の取消し等

1 申請による免許の取消し等の取扱場所及び取扱日

(1) 取扱場所

法第104条の4第2項に規定する免許の取消し(以下「申請による免許の取消し」という。) 及び法第104条の4第3項の規定により同条第1項後段の申出に係る免許(以下「申出免許」 という。)に係る事務処理は、運転免許課等及び署で行うものとする。

(2) 取扱日

前記第4の1(2)に準じて取り扱うものとする。

2 運転免許課等における取扱い

運転免許課長等は、申請による免許の取消し又は申請による免許の取消しと併せた申出免許の 取得のの申請をしようとする者(以下「免許取消申請者」という。)から運転免許取消申請書(別 記様式第35号)の提出を受けた場合は、次により措置するものとする。

(1) 受理時の審査

ア 運転免許取消申請書の記載内容を確認するとともに、現有免許証と照合し、免許取消申請 者本人であることを確認すること。

- イ 免許取消申請者に対し、免許の取消しの意思を確認するとともに、申請による免許の取消 しを受けた後は、当該免許に係る試験の一部免除の措置を執ることはできないことを十分説 明すること。
- ウ 申請による免許の取消しと併せた申出免許の取得の申請に対し、令第39条の2の2に規 定する取消しに係る免許の種類を確認するとともに、免許証交付用の写真を運転免許取消申 請書に添付させること。

ただし、更新又は再交付と同時に行うときは、写真の添付は必要としない。

- エ 運転免許課長等は、運転教育課長及び執行課長に運転者管理業務システムに基づく免許・不 適格事由に関する登録データの内容についての照会(以下「免許・違反照会」という。)の 依頼を行い、令第39条の2の3の規定による取消しの基準に該当する者であるか否かを確 認すること。
- オ 運転教育課長及び執行課長は、前工の依頼を受理したときは、申請による免許取消不適格者 照会受理簿(別記様式第36号)を作成するとともに、結果を運転免許課長等に回答するもの とする。

(2) 免許の取消し等

前(1)により運転免許取消申請書を受理したときは、申請による運転免許の取消通知書 (別記様式第37号。以下「免許取消通知書」という。)(2枚目)を免許取消申請者に交付 して現有免許証の返納を受けること。

なお、免許取消申請者が現有免許証の保管を希望する場合は、当該免許証にせん孔措置を施 して交付し、希望しない場合は、幹部立会いの下、速やかに裁断等により処分すること。

(3) 処分登録

運転免許取消申請書に基づいて、免許取消申請者が受けている免許の全部を取り消す場合は、 運転者管理業務システムに基づく処分登録を行うこと。

(4) 免許証の交付

運転免許課長等は、申請による免許の取消しと併せた申出免許の取得の申請者に対し免許証を交付すること。

なお、交付に際しては、申請による運転免許取消受理簿(別記様式第38号。以下「免許取消受理簿」という。)の備考欄に交付年月日を記入するとともに、受領印を押印させるなどその経過を明らかにしておくこと。

(5) 簿冊の備付け等

適正な事務手続の確保及び免許取消通知書の交付状況を明らかにするため、免許取消受理簿、 運転免許取消申請書及び免許取消通知書(1枚目)を保管すること。この場合において、免許 取消通知書の交付番号は、免許取消受理簿の取消番号と同一とすること。

(6) 適性検査

免許取消申請者に対しては、法第102条第5項及び令第37条の7第2項に該当する場合を除き、適性検査は行わないこと。

(7) 免許変更·修正登録

運転者管理業務システムにより免許取消申請者の免許の免許変更・修正登録を行うこと。

(8) 消印及び運転免許取消申請書の保管

運転免許取消申請書の交付手数料及び併記手数料欄に貼付された証紙に、収入証紙規則第16条に定めるところにより消印するものとし、当該申請書を保管すること。

3 署における取扱い

署長は、免許取消申請者から運転免許取消申請書の提出を受けたときは、次により取り扱うものとする。

(1) 受理時の審査

前記2の(1)アからウまでに準じて行うこと。この場合、運転免許課長を経由し、運転教育 課長及び執行課長に免許・違反照会を行い、申請による免許の取消し等の取扱いについて、必 要な事項の回答を受けるとともに、運転免許課長から取消番号の指定を受けること。

(2) 免許の取消し等

ア 運転免許取消申請書を受理したときは、前記2(2)を準用すること。ただし、保管を希望しない処分に係る免許証は、次記(4)によること。

イ 免許取消通知書(2枚目)を交付したときは、速やかに運転免許課長に報告し、運転者管理業務システムによる処分登録の措置を依頼すること。

(3) 申出免許に対する措置

ア 前記 $2 \, \text{の}(1)$ のウに準じて行うこと。この場合、処分に係る免許証にせん孔措置を施した後、備考欄に

申請取消申請中

有効免許の種類

年 月 日まで有効

年 月 日千葉県公安委員会

と赤色スタンプで押印し、有効免許の種類、有効期間及び交付年月日を朱書きするとともに、 公安委員会印第5号を押印して免許取消申請者に交付すること。この場合の有効期間は、交付 の日からおおむね30日を超えないこと。

イ 前アの措置後、運転者管理業務システムによる免許取消申請者の免許修正登録: (免許等) 登録を行うための措置を、運転免許課長に依頼すること。

(4) 関係書類の交付

署長は、運転免許取消申請書等送付書(別記様式第39号)により、運転免許取消申請書、 免許取消通知書及び取消しに係る免許証を添付して、運転免許課長に送付すること。

(5) 免許証の交付

運転免許課長から送付を受けた免許証を免許取消申請者に交付すること。交付に際しては、 前記 2 (4) に準じて行うこと。

(6) 適性検査の制限

前記2(6)に準ずること。

4 保存期間

申請による免許の取消しに係る書類の保存期間は、5年とする。

- 第9 運転経歴証明書の交付等
 - 1 運転経歴証明書の交付、再交付及び記載事項変更(以下「運転経歴証明書の交付等」という。) に係る申請の取扱場所及び取扱日
 - (1) 取扱場所

法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付等の申請(以下「経歴証明申請等」 という。)に係る事務処理は、運転免許課等及び署で行うものとする。

(2) 取扱日

前記第4の1(2)に準じて取り扱うものとする。

2 運転免許課等における取扱い

(1) 申請取消し時における教示

運転免許課長等は、法第104条の4第1項に規定する申請による取消し(同条第3項の規定により免許を受けた者を除く。(以下「申請取消し」という。))を受けた者に対し、当該取消しの申請時に運転経歴証明書の交付希望の有無を聴取するものとし、交付を希望しない場合は、免許取消通知書(2枚目)を保管しておくよう教示するものとする。

(2) 受理

運転免許課長等は、申請取消しをした後5年以内に、運転経歴証明書の交付申請をしようとする者(以下「経歴証明書交付申請者」という。)から運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書(細則別記第11号様式の3。以下「経歴証明交付申請書等」という。)の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

- ア 申請用写真の提出を受けて本人確認すること。ただし、運転免許課等で申請取消しと日を 同じくして運転経歴証明書の交付の申請をしようとする場合(亡失、滅失等により免許証を 提示できない場合を除く。)にあっては、申請用写真の提出を受けることを要しない。
- イ 住民票の写し、その他申請者の氏名、住所及び生年月日を確かめるに足りる書類(以下「住民票等」という。)の提示を受けて確認すること。ただし、申請取消しと日を同じくして運転経歴証明書の交付の申請をしようとする場合にあっては、住民票等を提示することを要しない。
- ウ 運転者管理業務システムにより免許・違反照会を行い、令第39条の2の4に規定する者 であることを確認すること。
- エ 経歴証明交付申請書等の記載内容と前ウによる照会内容を照合すること。
- オ 運転経歴証明書交付・再交付申請・記載事項変更受理簿(別記様式第40号。以下「経歴 証明交付申請等受理簿」という。)に経歴証明交付申請書等の受理状況を記載すること。

(3) 運転経歴証明書の作成

- ア 運転免許課長等は、提出された経歴証明交付申請書等を運転者管理業務システムにより運 転経歴証明書登録を行い、運転免許作成装置を用いて運転経歴証明書を作成するものとする。
- イ 運転免許課長等は、署長から経歴証明交付申請書等の送付を受けた場合は、経歴証明交付 申請書等の記載に誤りがないか確認し、前アに準じて運転経歴証明書を作成するものとする。

(4) 運転経歴証明書の交付

- ア 運転免許課長等は、経歴証明交付申請者本人に運転経歴証明書を交付するとともに、運転 経歴証明書交付簿(別記様式第41号)に交付状況を記載するものとする。
- イ 運転免許課長等は、前記(3)イにより作成した運転経歴証明書に運転免許証送付書を添付 の上、当該署長に送付するものとする。

(5) 手数料と消印

運転免許課長等は、経歴証明交付申請書等に運転経歴証明書交付手数料に係る証紙が貼付されているか確認し、収入証紙規則第16条に定めるところにより、消印するものとする。

(6) 記載事項の変更受理

運転免許課長等は、運転経歴証明書の記載事項変更の届出があった場合は、経歴証明交付申 請書等の提出を受け、次により措置するものとする。

- ア 記載事項の変更の確認は、当該変更に係る事項を確かめるに足りる住民票等の提示を受け て確認すること。
- イ 記載事項変更は、運転経歴証明書の備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載した後、公 安委員会印第5号を押印し、届出者に返付するものとする。
- ウ 記載事項の変更を受理した場合の登録は、運転者管理業務システムにより、運転経歴証明 書変更・修正登録を行うものとする。

なお、運転免許課長が署長から経歴証明交付申請書等の送付を受けた場合も同様とする。

(7) 再交付の受理

運転免許課長等は、運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者(以下「経歴証明再交付申請者」という。)から経歴証明交付申請書等の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

- ア 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したこと等により運転経歴証明書の 再交付の申請があったときは、経歴証明交付申請書等により受理するものとする。ただし、 亡失、滅失又は盗難に係る再交付申請の場合は、経歴証明再交付申請者に運転経歴証明書(亡 失・滅失・盗難)てん末書(別記様式第42号)を併せて提出させること。
- イ 再交付の申請は、申請用写真の提出を受けて経歴証明書再交付申請者本人の確認を行うこと。
- ウ 再交付申請に係る運転経歴証明書は、現に有する運転経歴証明書と引換えに交付するもの とする。ただし、亡失し、滅失し、又は盗難の被害にあった場合はこの限りでない。
- エ 記載事項変更を伴う再交付の申請の場合は、前(6)に準じて行うものとする。
- オ 経歴証明再交付申請者が、県外から県内に住所を変更し、いまだ記載事項の変更の届出を していない者であるときは、従前の住所地を管轄する都道府県公安委員会から免許台帳の写 しの送付を受け、再交付に係る経歴証明交付申請書等との照合を行うこと。
- カ 再交付の申請を受理した場合は、経歴証明交付申請等受理簿に記載し、その経過を明らか にすること。
- キ 運転経歴証明書の再交付に係る手数料及び消印については、前記(5)に準じて行うものとする。
- (8) 申請取消しをした後5年を経過している場合で旧運転経歴証明書を有する者に対する措置 運転免許課長等は、旧運転経歴証明書(平成24年3月31日以前に交付された運転経歴証 明書をいう。以下同じ。)の交付を受けた者から運転経歴証明書の再交付の申請があったとき は、記載事項が判読できる場合に限り、申請用写真の提出を受けて本人であることを確認した 上で、旧運転経歴証明書と引換えに運転経歴証明書を交付するものとする。
- (9) 再交付申請に係る運転経歴証明書の作成等
 - ア 再交付申請に係る運転経歴証明書の作成
 - (ア) 運転免許課長等は、運転経歴証明書の作成は、免許台帳と照合し、経歴証明再交付申請者が同一人であることを確認した上、運転者管理業務システムにより免許証再交付登録を行い、再交付の申請に係る運転経歴証明書を作成するものとする。
 - (イ)運転免許課長等は、署長から再交付に係る経歴証明交付申請書等の送付を受けた場合は、 前(ア)に準じて運転経歴証明書を作成し、当該署長に運転免許証送付書を添付の上、送 付するものとする。
 - イ 再交付の申請に係る運転経歴証明書の交付

運転免許課長等は、再交付の申請に係る運転経歴証明書は、即日交付するものとする。ただし、県外からの住所変更を伴うものは、前記(7)オの照合のため後日交付とする。

なお、再交付の申請に係る運転経歴証明書交付の状況を明らかにするため、運転経歴証明 書交付簿にその経過を記載するものとする。

(10) 返納

ア 受理

運転免許課長等は、規則第30条の14の規定に該当する者から運転経歴証明書の返納の 申出を受理した場合は、運転経歴証明書返納届(別記様式第43号)とともに、当該運転経 歴証明書の提出を受けるものとする。

イ 処分

運転免許課長等は、返納された運転経歴証明書(署長からの返納分を含む。)について、 幹部立会いの下、速やかに裁断等により処分し、この状況を運転経歴証明書返納届の処理経 過等の欄に記載するものとする。

- 3 署における取扱い
- (1)申請取消し時における教示
 - 申請取消し時における教示は、前記2(1)に準じて行うものとする。
- (2) 受理

経歴証明交付申請書等の受理は、前記 2(2) に準じて行うものとする。ただし、署にあっては申請用写真の提出を必ず受けるものとする。

(3) 経歴証明申請書等の送付

署長は、運転経歴証明書交付・再交付申請・記載事項変更送付書(別記様式第44号。以下「経歴証明交付申請等送付書」という。) に受理状況を記載した上で、経歴証明交付申請書等及び申請用写真を経歴証明交付申請等送付書により、速やかに運転免許課長に送付するものとする。

(4) 運転経歴証明書の交付

署長は、前記 2 (4) アに準じて運転経歴証明書を経歴証明書交付申請者本人に交付するとと もに、経歴証明交付申請等交付簿に交付状況を記載するものとする。

(5) 記載事項の変更受理

署長は、署における記載事項の変更受理は、前記2(6)に準じて行い、受理した経歴証明交付申請書等を経歴証明交付申請等送付書により運転免許課長に送付するものとする。

(6) 再交付の受理等

ア 再交付の受理

署長は、署における再交付の受理は、前記2(7)に準じて行い、経歴証明交付申請等受理 簿に必要事項を記載し、その経過を明らかにするものとする。

イ 再交付に係る経歴証明交付申請書等の送付

署長は、受理した経歴証明交付申請書等を経歴証明交付申請等送付書により運転免許課長 に送付するものとする。

ウ 運転経歴証明書の交付等

署長は、運転免許課長から送付を受けた再交付の申請に係る運転経歴証明書を速やかに経 歴証明書再交付申請者本人に交付するとともに、その状況を明らかにするため経歴証明交付 申請等受理簿にその経過を記載するものとする。この場合において、当該運転経歴証明書の 送付後6か月を経過してもなお交付できないときは、当該運転経歴証明書を未交付免許証・ 運転経歴証明書送付書により、運転免許課長に返送するものとする。

- (7) 申請取消しをした後5年を経過している場合で旧運転経歴証明書を有する者に対する措置 旧運転経歴証明書の交付を受けた者から運転経歴証明書の再交付の申請があったときは、前 記2(8)に準じて記載事項が判読できる場合に限り、運転経歴証明書を交付するものとする。
- (8) 返納

署において運転経歴証明書の返納の申出を受理した場合は、前記2(10)に準じて受理し、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書返納届とともに、速やかに、運転免許課長へ送付するものとする。

第10 免許証の返納

- 1 返納免許証の取扱場所及び取扱日
- (1) 取扱場所

運転免許課等及び署で取り扱うものとする。

(2) 取扱日

前記第4の1(2)に準じて取り扱うものとする。

- 2 運転免許課等における取扱い
- (1) 受理

法第107条第1項に該当する者から免許証の返納の申出を受理した場合は、運転免許証返納届(別記様式第45号。以下「返納届」という。)とともに、当該免許証の提出を受けるものとする。

(2) 処分

運転免許課長等は、返納された免許証(署長からの返納分を含む。)については、幹部立会 いの下、速やかに裁断等により処分し、この状況を返納届の処理経過等の欄に記載するものと する。

3 署における取扱い

署において免許証の返納の申出を受理した場合は、前記2(1)に準じて受理し、当該免許証を返納届とともに、速やかに運転免許課長へ送付すること。

第11 免許の条件の付与及び変更

運転教育課長等は、免許の条件の付与及び変更について、運転者管理業務システムにより、免

許変更・修正登録を行うとともに、免許証の備考欄に当該適性検査年月日及び免許の条件内容を 記載し、公安委員会印第5号を押印した後、申請者に返付するものとする。

以下様式省略